

令和6年8月1日改訂版

介護医療院 入所利用約款及び重要事項説明書



医療法人 友愛会 友愛記念病院 介護医療院
〒069-0806 江別市新栄台46番地の1
TEL (011) 383-4124 (代表番号)

介護医療院入所利用約款

（約款の目的）

第1条 友愛記念病院介護医療院（介護医療院 60床）は、介護保険法令の趣旨に従い医療重要度が高い要介護状態と認定された利用者への対応が基本となり、心身の状況にふさわしい施設サービス計画に基づき療養上の管理、治療、機能訓練その他の必要な医療を提供し利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすること、利用者及び身元引受人は、当施設に対してそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護医療院サービス契約書を当療養施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

利用者は、前項に定める事項の他、本約款別紙1及び入院案内の改定が行われない限り初回利用者の契約書をもって繰り返し当療養施設に入所することが出来るものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び身元引受人は、当療養施設に対し退所の意志表明をすることにより、本約款に基づく入所療養を解除、終了することが出来ます。

（当療養施設からの解除）

第4条 当療養施設は、利用者及び身元引受人に対し下記に定める事項により本約款に基づく入所療養を解除、終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当療養施設において定期的に実施される入所継続検討会議で退所して居宅での生活が出来ると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し当療養施設での適切なサービスの提供を越えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が本約款に定める利用料金を2ヵ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払わない場合
- ⑤ 利用者が当療養施設、職員又は他の利用者等に対して入所継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災・災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により当療養施設を利用させることが出来ない場合

（利用料金）

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して当療養施設に対し本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙2の利用単価ごとの料金を基に計算し、月毎に合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

又当療養施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日前後に送付し、利用者及び身元引受人は、連携して当療養施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

(記録)

第6条 当療養施設は、利用者の療養施設サービス提供に関する記録を作成し、その記録を退所後2年間は保管します。

又当療養施設は、利用者が記録の観覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。

但し、身元引受人その他の者(代理人)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められた場合に限り応じます。

(身体拘束)

第7条 当療養施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害の恐れがある場合など緊急やむを得ない場合は、身体拘束廃止委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事前に利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯等を担当医師から説明し、十分な理解を得るよう努めます。又、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(個人情報保護)

第8条 当療養施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人、もしくはその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。

但し、次の下記に定める事項についての個人情報提供においては利用者及び身元引受人の同意を得たうえで行うこととします。

- ① 介護保険サービス利用のため市区町村、居宅介護支援事業所、介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養の為に医療機関等への情報提供
- ② 介護保険サービスの質の向上の為に学会、事例研究発表等但し、この場合、利用者個人を特定できないように使用することを厳守します。

③ 施設内掲示

但し、この場合、掲示等に事前同意されない場合は掲示しません。

尚、前項に挙げる事項は、退所後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当療養施設は、利用者に対し当療養施設においての介護保険サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学対応が必要と判断された場合は利用者又は身元引受人の意向を確認の上、他の医療機関を紹介させていただき体制を取ります。

又、入所中に心身の状態が急変した場合、利用者及び身元引受人が指定する者に対し至急連絡します。

(要望・苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当療養施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員や医療相談室(1階)に申し出るか、所定の場所に設置する「意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。又、下記の機関へも苦情を申し出ることが出来ます。

- ・江別市健康福祉部介護保険課 (TEL: 011-381-1067)
- ・北海道国民健康保険団体連合会 (TEL: 011-231-5161)

(賠償責任)

第11条 介護保険サービスの提供にともなって当療養施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当療養施設は利用者に対してその損害を賠償するものとします。

又、利用者の責に帰すべき事由によって、当療養施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連携して当療養施設に対してその損害を賠償するものとします。

(契約に定めない事項)

第12条 この約款に定められてない事項は、介護保険法令その他諸法令に定める事項により利用者又は身元引受人と当療養施設が誠意をもって協議して定めることとします。

《別紙1》

友愛記念病院 介護医療院 案内

1. 療養施設の概要

1) 療養施設名称

- 療養施設名 医療法人 友愛会 友愛記念病院 介護医療院
介護医療院（60床）
- 開設年月日 令和4年10月1日（法人開設：平成元年11月27日）
医療法人 友愛会
理事長 野村直人
- 管理者 医療法人 友愛会 友愛記念病院 介護医療院
施設長 近藤 進
- 所在地 江別市新栄台46番地の1
- 電話番号 011-383-4124
- FAX 011-383-2475
- 指定管理者番号 0111013728

2) 介護医療院（60床）の目的と運営方針

介護医療院は、入所する要介護者に対して療養施設サービス計画に基づき医学的管理下における療養上の管理、看護、機能訓練その他必要な医療を提供することを目的とした療養施設です。

施設利用者の中でも医療重視の長期療養者への対応を行うことが基本となり、心身の状態にふさわしいケア、療養環境、医学的管理を提供する施設として運営しています。

*この目的と運営方針をご理解頂いたうえでご利用下さい。

3) 職員体制

	常勤	夜勤	業務内容
管理者（施設長）	1		療養施設運営の統括、人事に関する統括
医師	1以上	1	診察・保健衛生指導
薬剤師	1		投薬・薬事指導
看護職員	10以上	2	診察補助、利用者の看護、保健衛生指導
介護職員	12以上	1	生活介助・指導
リハビリ職員※	3以上		リハビリテーションに関する計画・指導
医療相談員	1		療養相談、関係機関との連携
介護支援専門員	1		療養施設サービス計画の作成、相談
管理栄養士	1		栄養管理・指導
調理員	3		給食の調理・配膳、調理室の衛生管理
事務員	3	1	介護報酬等の請求

（単位：名）

2. 療養施設サービス内容

- 1) 医学的管理・看護
- 2) 療養施設サービス計画・栄養ケアサービス計画の立案
- 3) 食事及び利用者が選定する特別な食事等の提供
- 4) 入浴一般浴・介助浴（車椅子対応）・特別浴（ストレッチャー対応）
- 5) 生活介護
- 6) 口腔衛生管理
- 7) 機能訓練サービス計画の立案及び機能訓練（リハビリ・レクリエーション）
- 8) 相談支援サービス
- 9) 行政手続き代行
- 10) その他

※これらの療養施設サービスは、基本料金とは別に保険外利用料をいただく場合がありますのでご理解下さい。

3. 施設サービス計画及び栄養ケアサービス計画の作成について

療養施設サービス計画の作成は、介護支援専門員が行うものとします。

又、介護支援専門員は、利用者の能力その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし自立生活を営む上で解決すべき課題を把握して利用者や家族の希望、医師の診療方針を踏まえ多職種と協議の上、施設サービス計画を作成し利用者及び家族にその内容を説明して同意を得るものとします。

栄養ケアサービス計画の作成は、管理栄養士がマネジメントし多職種と協議の上、利用者の栄養状態や摂食状況に応じ、個別の対応を重視した栄養ケアサービス計画を作成し利用者及び家族にその内容を説明して同意を得るものとします。

4. 利用料その他の費用の額（別紙2参照）

- 1) 療養施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その介護保険負担割合の額と居住費、食費及び日用生活費とします。
- 2) その他の費用として下記の事項に定める費用の支払いを受けることが出来るものとします。
 - ① 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の料金
 - ② 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
 - ③ 理美容代
 - ④ その他日常生活上の利便に関わる費用
- 3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとしています。

重要事項説明書

(運営規定の概要)

介護医療院は、介護保険施設であって、介護医療院（定員60名）に入所する要介護者に対して、施設介護サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医療的管理の下における介護等の世話、機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とした施設です。

(職員の勤務体制と内容)

	常勤	夜勤	業務内容
管理者（施設長）	1		療養施設運営の統括、人事に関する統括
医師	1以上	1	診察・保健衛生指導
薬剤師	1		投薬・薬事指導
看護職員	10以上	2	診察補助、利用者の看護、保健衛生指導
介護職員	12以上	1	生活介助・指導
リハビリ職員※	3以上		リハビリテーションに関する計画・指導
医療相談員	1		療養相談、関係機関との連携
介護支援専門員	1		療養施設サービス計画の作成、相談
管理栄養士	1		栄養管理・指導
調理員	3		給食の調理・配膳、調理室の衛生管理
事務員	3	1	介護報酬等の請求

(単位：名)

5. 療養施設サービス内容

- 1) 医学的管理・看護
- 2) 療養施設サービス計画・栄養ケアサービス計画の立案
- 3) 食事及び利用者が選定する特別な食事等の提供
- 4) 入浴一般浴・介助浴（車椅子対応）・特別浴（ストレッチャー対応）
- 5) 生活介護
- 6) 口腔衛生管理
- 7) 機能訓練サービス計画の立案及び機能訓練（リハビリ・レクリエーション）
- 8) 相談支援サービス
- 9) 行政手続き代行
- 10) その他

※これらの療養施設サービスは、基本料金とは別に保険外利用料をいただく場合がありますので、ご理解下さい。

(緊急時の対応)

当療養施設は、利用者に対し、当療養施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学対応が必要と判断した場合、利用者又は身元引受人の意向を確認の上、他の医療機関を紹介させていただく体制を取ります。入所中に心身の状態が急変した場合、当療養施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対して、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

当療養施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

又、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとします。

（苦情を処理するための体制）

利用者又は利用者保護者は、利用者が療養施設から受けるサービスに関して苦情がある場合、介護支援専門員に対して申し出が出来るとともに、所定の場所に設置する「意見箱」に投函して申し出ることが出来ます。

又、下記の機関へ苦情を申し出ることが出来ます。

- ・江別市健康福祉部介護保険課（TEL：011-381-1067）
- ・北海道国民健康保険団体連合会（TEL：011-231-5161）

尚、施設管理者は、これを誠実に受理し、申し出を行った者に対し、その処理の結果を相当の時期までに通知するものとします。

（利用料の額）

療養施設サービスの利用者負担は、保険給付額を介護保険負担割合に乗じた額と居住費、食費及び日常生活費、その他、日常生活上の利便に関わる費用が加わります。

※個室利用について

利用者・ご家族の希望に関わらず下記（①または②）の状況に該当する場合は個室にて療養対応させていただくと共に、サービス費・居住費の請求も介護保険法の下に下記の通りとします。

- ① 感染症等により、個室での療養が必要であると医師が判断した者。
- ② 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室での療養が必要であると医師が判断した者。

請求について

上記①の場合 個室利用期間が30日以内までの期間は多床室料金とし、それ以降は個室料金とする。

上記②の場合 該当状況が続く期間多床室料金とする。

（日常生活費のサービスの選択に資する事項）

日常生活費は申し込み者の選択により別に《別紙2》の料金がかかります。

(別紙2)

介護保険入所費

1. 介護保険自己負担（金額は介護保険負担割合に乗じた額となります。その他加算金額があります。）

要介護度	多床室（1日）	個室（1日）
要介護 1	833円	721円
要介護 2	943円	832円
要介護 3	1,182円	1,070円
要介護 4	1,283円	1,172円
要介護 5	1,375円	1,263円

※ 高額介護サービス費申請により実質負担金額が変動します。各市町村の介護保険課へ申請してください。

2. 居住費・食費自己負担

対象者		区分	居住費（1日）		食費（1日）
			多床室	個室	
市町村 民税 非課税 世帯	生活保護受給者	第1 段階	0円	550円	300円
	老齢福祉年金受給者	第2 段階	430円	550円	390円
	課税・非課税年金収入額と 合計所得が計80万円以下	第3 段階 ①	430円	1,370円	650円
	課税・非課税年金収入額と 合計所得が計80万円超12 0万円以下	第3 段階 ②	430円	1,370円	1,360円
上記以外の方 （標準費用額）		第4 段階	437円	1,728円	1,445円

※利用者負担区分段階認定申請の窓口は、各市区町村の介護保険課です。

3. 保険外負担

入院セット（基本セット）	1日	693円（内消費税 63円）※1
テレビレンタル代	1日	110円（内消費税 10円）※2
理容	1回	2,750円（内消費税 250円）※3
特別療養室代	1日	11,000円（内消費税 1,000円）
エンゼルケア代		2,200円（内消費税 200円）※4
お寝巻き		3,300円（内消費税 300円）※5

※1～3の請求は日本リブケア株式会社からの請求となります。契約・詳細説明は別紙にて行います。

※4・※5 お亡くなりになられた方には当院の看護手順によるエンゼルケア（死後のケア）を実施させていただきます。この際に既定の料金を加算させていただきます。また、お寝巻きは当院用意のものがありますがご家族用意のものも承ります。

各種加算表（金額は介護保険負担割合に乗じた額となります。）

夜間勤務等看護加算Ⅳ	7円	1日につき
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	1日につき
初期加算（入所より30日間）	30円	1日につき
療養環境減算（Ⅱ）	25円	1日につき
療養食加算	6円	1食につき
栄養マネジメント強化加算（LIFE）	11円	1日につき
安全対策体制加算	20円	入所初日に限り1回
口腔衛生管理加算（LIFE）	110円	1か月に1回（月2回以上行った場合）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60円	1か月に1回
他科受診時費用	362円	1か月に4回を限度として
外泊時費用	362円	1か月に6日を限度として
感染対策指導管理	6円	1日につき
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	6円	1日につき
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）（LIFE）	10円	1日につき
初期入所診療管理	250円	入院中1回（重要な変更の場合は2回）
退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円	1退院につき1回
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円	1回につき
理学療法（Ⅰ）	123円	1回につき
理学療法（Ⅰ） 減算	86円	1回につき
理学療法ライフ加算（LIFE）	33円	1回につき
理学療法（Ⅱ）	73円	1回につき
理学療法（Ⅱ） 減算	51円	1回につき
作業療法	123円	1回につき
作業療法 減算	86円	1回につき
作業療法ライフ加算（LIFE）	33円	1回につき
言語聴覚療法	203円	1回につき
言語聴覚療法 減算	142円	1回につき
言語聴覚 ライフ加算（LIFE）	33円	1回につき
リハビリ、栄養、口腔の一体的取組	20円	1か月に1回
理学療法リハビリ体制強化加算	35円	1回につき
作業療法リハビリ体制強化加算	35円	1回につき
短期集中リハビリテーション	240円	1回につき
摂食機能療法	208円	1か月に4回を限度として
退所時指導加算	400円	1退院につき1回
協力医療機関連携加算	100円	1か月に1回 令和6年4月～令和7年3月
協力医療機関連携加算	50円	1か月に1回 令和7年4月～
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円	1か月に1回

